

加古川市特定不妊治療費助成事業実施要綱

平成28年2月29日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療

イ 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）

ウ 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）

(2) 治療区分 この要綱における治療方法の区分は、下記ア～クをいい、別添図のとおりとする。

ア 治療区分A 新鮮胚移植を実施（以下「A」という。）

イ 治療区分B 凍結胚移植を実施（以下「B」という。）

ウ 治療区分C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施（以下「C」という。）

エ 治療区分D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了（以下「D」という。）

オ 治療区分E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止（以下「E」という。）

カ 治療区分F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止（以下「F」という。）

キ 治療区分G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止（以下「G」という。）

ク 治療区分H 採卵準備中、体調不良等により治療中止（以下「H」という。）

(2) 医療機関 国内の医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも

該当するものとする。

- (1) 特定不妊治療を受けたこと（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても助成の対象とする）。具体的には、別添図のAからEのいずれかに相当するものとする。FからHは助成の対象とはしない。
 - (2) 法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であって、特定不妊治療をした全期間及びこの要綱による助成の申請日において、引き続き夫婦共に加古川市に住所を有していること。
 - (3) 他の公費負担医療制度により当該特定不妊治療に係る費用の助成を受けていないこと。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) 当該特定不妊治療に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
 - (6) 申請する治療期間について、若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業による助成を受けていないこと。
- (助成金の額等)

第4条 助成の対象となる治療は、医療機関で受けた、医療保険が適用された（保険診療との併用が認められている保険外療養を含む。）配偶者間の特定不妊治療とする。

- 2 助成する額は、特定不妊治療1回当たり 50,000円（別添図の治療区分Cにあっては25,000円）とする。なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、特定不妊治療1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った特定不妊治療により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。
- 3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、前項に加え50,000円を助成する。ただし、別添図のCの治療を除く。なお、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療を終了した場合、又は採卵したが卵が得られない、若しくは状態のよい卵が得られないため中止した場合に限り、男性不妊治療のみを助成の対象とし50,000円を助成する。
- 4 この要綱による助成を受けることができる回数（以下「通算助成回数」という。）は、この要綱の規定による助成を初めて受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは1子（死産した場合を含む。以下同じ。）ごとに6回を超えないものとし、40歳以上43歳未満であるときは1子ごとに3回を超えないものとする。

(申請及び決定)

第5条 第3条に規定する対象者が助成を受けようとするときは、治療が終了した日（医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合には中断した日）から起算して6か月以内に、次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 加古川市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)

(2) 加古川市特定不妊治療受診等証明書(様式第2号)

(3) 加古川市市税確認承諾書(様式第3号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成金の額を決定する。

3 市長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、特定不妊治療費助成事業承認決定通知書(様式第4号)により、不承認と決定したときは、特定不妊治療費助成事業不承認決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第7条 本事業の関係者は、申請者のプライバシーの保護に十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 市は、特定不妊治療費助成事業台帳(様式第6号)を作成し、助成状況を把握するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による治療費の助成は、平成28年4月1日以降に実施した特定不妊治療に要する費用について行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における助成の特例)

3 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の感染防止のために治療を延期した者における第3条第1項第5号の規定の適用については、同号中「43歳未満」とあるのは、「44歳未満」とする。

4 令和2年3月31日における妻の年齢が39歳又は42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における第3条第2項ただし書の適用については、同項ただし書中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」に、「40歳以上43歳未満」とあるのは「41歳以上44歳未満」とする

。

(新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における通算助成回数の特例)

- 5 令和2年3月31日における妻の年齢が39歳又は42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における第4条第3項の規定の適用については、同項中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」に、「40歳以上43歳未満」とあるのは「41歳以上44歳未満」とする。

(医療機関の保険適用化の準備により治療を延期した者における助成の特例)

- 6 令和4年4月1日から同年9月29日の間に妻の年齢が43歳を迎える夫婦であって、同年4月2日から同年9月30日の間に治療を開始した者における第3条第1項第5号の規定の適用については、1回の治療に限り、同号中「43歳未満」とあるのは、「44歳未満」とする。

(医療機関の保険適用化の準備により治療を延期した者における通算助成回数の特例)

- 7 令和4年4月1日から同年9月29日の間に妻の年齢が40歳又は43歳を迎える夫婦であって、同年4月2日から同年9月30日の間に治療を開始した者における第4条第4項の規定の適用については、同項中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」に、「40歳以上43歳未満」とあるのは「41歳以上44歳未満」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に行われた特定不妊治療に係る治療費等について適用し、同日前に行われた特定不妊治療に係る治療費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、この要綱による改正後の加古川市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する

。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市特定不妊治療費助成事業実施要綱第3条、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、令和3年1月1日以降に終了

した特定不妊治療について適用し、同日前に終了した特定不妊治療については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日以後に治療を開始した県要綱の規定に基づく助成を受けていない特定不妊治療について適用し、同日前に治療を開始した特定不妊治療又は県要綱の規定に基づく助成を受けている特定不妊治療については、なお従前の例による。